

平成31年(ワ)第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

証拠説明書

2022年10月3日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 堀江哲史

ほか

号証	標目		作成日	作成者	立証趣旨
甲A 484	日本国憲法制定の過程Ⅰ原文と翻訳	写し	1972. 11. 20	高柳賢三、 大友一郎、 田中英夫	日本国憲法制定にあたり、マッカーサー草案には16条に「外国人は、法の平等な保護を受ける。」との条項が置かれていたこと等
甲A 485	日本国憲法制定の過程Ⅱ解説	写し	1978. 8. 30	高柳賢三、 大友一郎、 田中英夫	日本政府が政府案を作るにあたって上記条項を削除させ、また、マッカーサー草案13条（日本国憲法14条の元となった条文）の「すべての自然人」を「すべての国民」に、「カーストまたは出身国（national origin）」を「門地」と変えたこと等
甲A 486	帝国議会会議録	写し	1946. 8. 27	貴族院	日本国憲法の草案を起草した政府は、「何人も」とある権利規定はいかなる人にも当てはまるが、「国民は」と規定する権利は日本国民を指すものとして、意図的に文言を使い分け区別していたこと等。
甲A 487	憲法[第七版]80頁、411頁	写し	2020. 4. 15	芦部信喜	憲法の人権規定は、人間の尊厳に由来するものであって、人権が、人が人であるという理由のみで認められるものであること。 科学技術の発展や倫理的知見が進歩し、人々の生活様式が変化し、何を「個人の尊厳」と考えるかという理解が変化していくに伴い、憲法の人権条項が新たに捕捉した価値は、各規定の解釈に反映されてしかるべきであること等。

甲A 488	国会会議録	写し	1948. 6. 19	参議院厚生 委員会	日本国憲法が制定された直後に 成立した旧優生保護法は、もっ ぱら遺伝性疾患を有する者の出 生を防止する目的で制定されて おり、子を産み育てる自由につ いては全く想定されておらず、 議論の俎上にも上げられなかっ た。それどころか、障害や遺伝 性疾患を有する者がその遺伝子 を残すのを禁止することは、公 益として積極的に肯定していた こと等。
甲A 489	国会会議録	写し	1948. 6. 23	参議院	同上
甲A 490	論文「『不幸 な子どもの生 まれない運 動』と羊水検 査の歴史的受 容過程」	写し	2007. 1. 16	土屋敦	障害や遺伝性疾患を有する者が その遺伝子を残すのを禁止する 優生思想は長年にわたり国民意 識に浸透し、1966年に兵庫 県が「不幸な子どもの生まれな い運動」として県費で障害者へ の強制不妊手術や出生前診断を 推進する運動を始めると、全国 に普及したこと等。
甲A 491	判決	写し	2019. 5. 28	仙台地方裁 判所第2民 事部	仙台地裁が、旧優生保護法の規 定は「リプロダクティブ権」を 侵害するものであって憲法13 条に違反し無効であると判断し たこと等。
甲A 492	判決	写し	2019. 5. 28	仙台地方裁 判所第2民 事部	仙台地裁判決の内容が、子ども を持つか持たないかを自ら決定 する権利は、憲法13条によ り、憲法上の基本的権利として 保障されるものであり、本件優 生手術は、特定の疾患や障がい を有していることを理由とし て、その人を「不良」であると みなして実施されたものであ り、平等原則（憲法14条1 項）に違反することも明らかで あるとした事等。
甲A 493	判決	写し	2021. 1. 15	札幌地方裁 判所民事第 5部	札幌地裁が、旧優生保護法の本 件各規定は、憲法13条、憲法 14条1項、憲法24条2項に 違反すると判示したこと等。

甲A 494	判決	写し	2022. 2. 22	大阪高等裁判所第5民事部	大阪高裁が、旧優生保護法4条ないし13条の立法目的は、立法目的の合理性を欠いている上、手段の合理性をも欠いており、明らかに憲法13条、14条1項に反して違憲であると判示したこと等。
甲A 495	判決	写し	2022. 3. 11	東京高等裁判所第12民事部	東京高裁が、優生保護法の優生条項は、法の下での平等に反し、憲法14条1項に違反することは明らかであること、また、優生保護法の優生条項のうち、4条による優生手術及び12条による優生手術に係る部分が憲法13条に違反することは明らかであると判示したこと等。
甲A 496	国会会議録	写し	1947. 8. 14	司法委員会	憲法制定当時、非嫡出子の権利を嫡出子と同等に認めることは想定されておらず、むしろ正妻保護、法律婚保護の観点から非嫡出子の権利を嫡出子よりも劣後させるべきであるとの意見も唱えられていたこと等。
甲A 497	国会会議録	写し	1947. 8. 20	司法委員会	昭和22年8月20日衆議院司法委員会公聴会では、正当な婚姻を尊重するという建前からすればむしろ非嫡出子の相続権を否定すべきだという議論があること、諸外国の立法例にも非嫡出子の相続権を否定する思想が相当みられることを理由として、相続分に区別を設けることは憲法違反でないとの解釈を示したこと等。
甲A 498	最高裁決定	写し	1995. 7. 5	最高裁大法廷	民法900条4号ただし書の憲法適合性は裁判により争われつづけたが、いずれも民法900条4号ただし書を合憲であると判断したこと等。

甲A 499	平成元年度最高裁判例解説 (刑事篇)	写し	1991. 11. 25	今井功	法目的が変化したとした例として、公衆浴場距離規制をめぐる一連の最高裁判決が挙げられるところ、「公衆浴場をめぐる状況は、過当競争の防止から公衆浴場確保のための保護助成へと大きく変化している」と指摘し、「個々の既存業者の保護を超えて、公衆浴場の確保自体が重要な立法目的とな」ったと説明されていること等。
甲A 500	平成25年度最高裁判例解説 (民事篇)	写し	2016. 12. 1	平田豊	民法900条4号制定当時の政府委員の答弁は、言外に婚姻していない男女間で子をもうけることに対する否定的評価にとどまらず、そのような子そのものに対する否定的評価が現れているように思われ、最大決平成25年9月4日は、上記政府委員答弁の背景にあったといえる当時の国民意識について、その変化、変遷を検討する趣旨と思われる指摘していること等。
甲A 501	判例時報	写し	2022. 3. 21	千葉勝美	元最高裁判事の千葉勝美氏は、同性愛者同士が婚姻という制度による法的利益を享受できないという大きな不利益のほか、婚姻という制度における夫婦としての人格的で根源的な結び付きの喜び、精神的な充実感、相互の助け合いによる一種の運命共同体的な安心感や相互の心からの信頼関係の素晴らしさといった『掛け替えのない個人の尊厳に関わる喜び』を享受できないという深刻な状態に置かれており、13条の幸福追求の権利が損なわれている状態というべきであると述べていること等。
甲A 502	帝国議会会議録	写し	1946. 7. 6	帝国憲法改正案委員会	被告の、憲法24条が一人の男性と一人の女性の関係について定められたものであるという主張について、被告の引用する「一夫一婦の原則」という発言は、女性の権利が本当に保障されるのかと懸念する政府答弁であり、同性同士の婚姻と対比してこれと区別する趣旨で用いられたわけではないこと等。

甲A 503	帝国議会会議録	写し	1946. 7. 17	帝国憲法改正案委員会	被告の引用する「婚姻は……男女が相寄り相助ける所に基礎がある」との答弁は、配偶者の扶養義務を憲法で定めるべきか否かという論点での発言であり、同性同士の者の婚姻を否定する意味で論じたものではないこと等。
甲A 504	WEBニュース（私の考える憲法 有識者に聞く）	写し	2021. 5. 3	日本経済新聞	被告が被告第5準備書面において引用する学説は一部を恣意的に抜き出しており適切な引用でなく、辻村教授は現時点では、「両性」との文言にかかわらず憲法24条のもとで同性婚を法制化すべきとの見解を示していること等。
甲A 505	憲法を読み解く	写し	2021. 5. 31	渋谷秀樹	渋谷教授が2021年5月31日刊行の『憲法を読み解く』において、法律上同性のカップルに婚姻を認めない本件規定が憲法の基本原理である個人尊重の理念に反し違憲となることを示唆していること等。
甲A 506	WEBニュース（同性パートナーに犯罪遺族給付認めず 名古屋地裁判決）	写し	2020. 6. 4	日本経済新聞	20年以上共同生活を送った同性パートナーが殺害され、殺人被告事件の裁判員裁判で「夫婦同然の関係」にあったと認定された事案においてさえ、犯罪被害者等給付金支給法上の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」には同性同士の関係は入り得ないとの判断が下され、同性同士の関係が法律婚のできない関係であることが、事実婚該当性を否定する根拠とされている等。
甲A 507	新聞記事（同性パートナーに犯罪被害給付金を求める裁判 名古屋高裁判決）	写し	2022. 8. 27	中日新聞、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞	同上

甲A 508	WEBニュース（元道職員、同性カップルの「不要関係の不認定は違憲」と提訴）	写し	2021.6.9	読売新聞オンライン	北海道では道職員が「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を扶養している場合に支給される扶養手当について、同性パートナーは事実婚に該当しないとして支給を拒否された事案もあり、同性同士の関係が法律婚のできない関係であることが、事実婚該当性を否定する根拠とされていること等。
甲A 509	民法の一部を改正する法律案	写し	2019.6.3	立憲民主党、共産党、社民党	民法や戸籍法には、性別や性的指向を制限する明確な文言はないため、「夫」「妻」「父」「母」の文言が用いられている条文について、「婚姻の当事者の一方」「親」等と変更するだけで足り、法改正は容易であること等。
甲A 510	最高裁判決	写し	1995.12.15	最高裁第二小法廷	社会保障制度においては、遺族年金や寡婦年金のように「夫」か「妻」かによって適用の可否が異なる制度もあるが、これらはいずれも男性よりも女性の方が一般に収入が少ないという社会的実態に着目して差を設けているものであり、改正は不要であること等。
甲A 511	最高裁判決	写し	2017.3.21	最高裁第三小法廷	同上
甲A 512	最高裁判決	写し	2020.3.11	最高裁第二小法廷	現在、法律上の婚姻をしているトランスジェンダーは、同性同士の婚姻が認められていないために性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づく性別変更を求めることができないこと等。
甲A 513	WEBニュース（虹色ーLGBT特設サイト）	写し	2008.12.24	NHKハートネット	2008年12月に開催された第63回国連総会で採択された「性的指向及び性自認に関する宣言」に我が国も名を連ねていること等。

甲A 514	法務省WEB サイト（多様 な性について 考えよう！）	写 し	2022. 9. 20 （印刷日）	法務省	2002年（平成14年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、法務省も、性的指向は「自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に『気付く』ものです」と指摘していること等。
甲A 515	法務省WEB サイト（平成 30年度啓発 活動協調事 項）	写 し	2019. 1. 20 （印刷日）	法務省	法務省が性的指向を理由とする偏見や差別をなくすことを呼びかけていること等。
甲A 516	法務省WEB サイト（主な 人権課題）	写 し	2019. 1. 20 （印刷日）	法務省	同上
甲A 517	新潮45	写 し	1982. 6. 4	新潮社	同性同士の婚姻制度の法制化のために民法を改正しようとするれば、衆参両院で過半数の賛成を得なければならないところ、現在の与党は「LGBTは非生産的」等の発言が行われているほど差別意識や偏見が根深い状況にあり、同性婚実現に消極的であること等。

以上